

大臣折衝事項

子育て支援への事業主拠出金制度の拡充に関して、以下の通り対応することとし、その内容を平成28年度予算に計上するとともに、子ども・子育て支援法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出する。

- (1) 事業主拠出金制度の拡充により、以下の事業を推進する。
- ① 企業主導型保育事業（運営費）
 - ・ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの支援。
 - ・ 既存の事業所内保育所の活用によるサービス拡大の支援。
 - ② 企業主導型保育事業（整備費）
 - ・ ①に係る整備費、改修費の支援。
 - ③ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ④ 病児保育普及促進事業
 - ・ 病児保育事業を普及するため、必要となる施設・設備整備費の支援。
 - ・ 体調不良児等を保育所等から拠点施設に送迎する事業の支援。

- (2) (1) の事業に要する費用に充てるため、拠出金率の上限を引上げ（現行に+1.0%）、法定する。

拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、以下のとおりとする。（数字は対平成27年度）

- ・ 平成28年度 +0.5%
- ・ 平成29年度 +0.8%

平成30年度以降については、実施状況を踏まえ、協議の上決定する。

- (3) その他、子育て支援への事業主拠出金制度の拡充に係る詳細については別紙のとおりとする。

(別 紙)

(イ) 拠出金の使途は、(1)の事業のほか、拠出金対象児童手当、拠出金対象地域子ども・子育て支援事業に限定する。

(ロ) 拠出金制度は、企業の自主的な取組に対し補助することとし、以下の点に留意して制度設計する。

- ・ 多様な規模、多様な産業の企業が参加しやすいものとする。
- ・ 身近な地域でも利用しやすくするなど、労働者が利用しやすいものとする。

(ハ) 企業主導型保育事業による受け皿拡大は、基本的に平成29年度末までに必要となる5万人程度を上限とする。

実施にあたり、整備量は上限5万人程度である旨を周知する。

具体的な各年度の整備量は、前年度までの実績等を踏まえ、経済団体と協議しつつ、各年度の予算編成過程で検討する。

(ニ) 企業主導型保育事業について、整備費補助事業の実施期間及び運営費補助事業の申請期間については、50万人の受け皿拡大の緊急性も踏まえ、一方で事業の周知、企業が事業を実施するための準備期間、コーディネート等に時間を要すること等も考慮し、当面3年程度の期間で満年度化することを目指す。

(ホ) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業については、企業が一部負担することとし、就労支援目的の利用のみを対象とする。

(ヘ) これらの事業について、各年度の実績やそれらの「見える化」等を踏まえつつ、交付要綱、事業間の配分、事業内容の改善等について、経済団体の意見を反映できる仕組みとするための協議の場を設ける。各年度の実績については、翌年の6月末までに協議の場に報告する。

(ト) 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援の質・量の充実のために必要となる1兆円超の財源のうち、消費税財源で確保した0.7兆円を超える部分の0.3兆円超の財源については、事業主拠出金の引上げによって対応しない。